(e) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。当該契約が履行された後においては、そのような物品又はサービスは、第百五十一条から前条までの規定に従って調達される。

注釈　最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるため、及び受入れ可能な品質基準に合致する形で当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するため、限られた生産又は供給を行うことを含めることができるが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することを含まない。

(f) (g) 商品市場において購入される物品

(g) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(g)の規定は、通常は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とすることを意図するものであり、通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを意図するものではない。

(h) 契約が、設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、当該設計コンテストは、その受賞者との間で設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されるものとし、特に、適格な資格を有する供給者に対する当該設計コンテストへの参加に関する第百五十二条に規定されているような調達計画の公示について、この章の原則に合致する方法で行われることを条件とする。

2　各締約国は、1の規定に基づく入札の手続を用いる必要がある場合にはいつでも、自国の調達機関が記録を保管し、又は当該入札の手続の正当性を示す報告書を作成することを確保する。

第百五十八条　調達に関する情報の透明性

1　各締約国は、自国の調達機関が、附属書九に掲げる適当な出版物により、落札の決定の後、例えば、次の情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

(a) (b) 調達される物品又はサービスの特質及び可能な場合には、その数量

(b) (c) 契約を締結する調達機関の名称及び住所

(c) (d) 落札の日

(d) (e) 落札者の名称及び住所

(e) (f) 落札価額

(f) 用いられた調達方法

2　各締約国は、いずれの締約国の供給者の要請があった場合にも、自国の調達機関が情報を速やかに提供することを確保する。当該情報には、当該供給者が落札者とされなかった場合には、当該供給者の入札が落札とならなかった理由並びに落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する適切な情報を含み、また、当該情報には、落札者の名称を含む。

3　一方の締約国は、自国の供給者が落札者とされなかった場合には、第十五章の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。他方の締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。一方の締約国は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができる。その公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、一方の締約国は、他方の締約国と協議し、かつ、他方の締約国の同意を得た後でなければ、当該情報を公表してはならない。

第百五十九条　苦情申立ての手続

1　各締約国は、政府調達におけるこの章の規定に対する違反に関する供給者の苦情について、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。この場合には、調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

2　各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた政府調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める。

3　各締約国は、苦情申立ての手続を書面により定め、かつ、当該手続を一般に利用可能なものとする。

4　各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達の全ての側面に係る文書が少なくとも三年間保管されることを確保する。

5　関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、その期間は、十日を下回ってはならない。

6　苦情申立ては、政府調達の結果にいかなる利害関係をも有していない公平なかつ独立した検討機関であって任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関は、当該検討機関の意見若しくは決定を司法上の審査の対象とするか、又は少なくとも次の手続を有するものとする。

(a) 参加者は、当該検討機関の意見が出され、又は決定が行われる前に意見を述べることが認められること。

(b) 参加者は、代理人及び補佐人を認められること。

(c) 参加者は、全ての手続に参加することができること。

(d) 手続を公開で行うことが認められること。

(e) 当該検討機関の意見又は決定がその根拠に関する説明とともに書面により与えられること。

(f) (g) 証人の出席が認められること。

(g) 当該検討機関に対し文書が開示されること。

7　苦情申立ての手続においては、次のことを定める。

(a) この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該暫定的措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。ただし、苦情申立ての手続においては、当該暫定的措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益を含む関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。

(b) 申し立てられた苦情の正当性について評価すること及び適当な場合には当該正当性について決定すること。

(c) 適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

8　苦情申立ての手続は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として合理的な期間内に完了させる。

第百六十条　政府調達における電子的な手段の利用

1　両締約国は、政府調達がインターネット又はこれと同等のコンピュータを使用する電気通信網を通じて行われる機会を提供するよう努める。

2　各締約国は、この章の規定に基づく供給者の商業上の機会を促進するため、自国の区域内における政府調達に係る供給の機会に関する包括的な情報を利用するための単一の電子的な窓口を採用し、又は維持するよう努めるものとし、また、政府調達に関する措置に関連する情報を利用可能なものとする。

3　両締約国は、入札説明書の提供及び入札書の受領について、可能な範囲内で、電子的な手段の利用を奨励する。

4　両締約国は、政府調達における電子的な手段の利用に関し、次の(a)及び(b)の条件を満たす政策及び手続の採用を確保するよう努める。

(a) 許可のない及び探知されない変更から文書を保護するものであること。

(b) 調達機関の通信網上のデータ及び当該通信網を通過中のデータについて、適当な水準の保護を提供するものであること。